

亀山市告示第50号

亀山市創業資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市創業資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内において創業を行おうとする者又は創業後間もない者(以下「創業者」という。)が融資を受けた場合に、市がその融資に係る利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することにより、創業者の負担の軽減と経営の安定を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「融資機関」とは、株式会社日本政策金融公庫をいう。

(利子補給の対象資金)

第3条 利子補給の対象となる資金は、融資機関が行う貸付けのうち次の各号に掲げるもの(以下「貸付資金」という。)とする。

(1) 新企業育成貸付のうち新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金及び再挑戦支援資金並びに新企業育成・事業安定等貸付のうち生活衛生新企業育成資金であって、次の貸付条件を満たすもの

ア 融資額が1,500万円以内であること。

イ 返済期間が10年以内で、据置期間が1年以内であること。

ウ 返済方法が元金均等月賦返済であること。

(2) 新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金及び中小企業経営力強化資金であって、次の貸付条件を満たすもの

ア 融資額が1,500万円以内であること。

イ 返済期間が、設備資金にあつては10年以内、運転資金にあつては5年以内であること。

ウ 返済方法が元金均等月賦返済であること。

(利子補給の対象者)

第4条 利子補給の対象者(以下「対象者」という。)は、融資機関から貸付資金を借り受けた者であって、市内に主たる事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有するものとする。ただし、新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金及び中小企業経営力強化資金を借り受けた者にあつては、業歴が5年を超えるものに限る。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を対象者としなないことができる。

(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第30号)に規定する利用者負担額等

(2) 亀山市農業集落排水処理施設条例(平成17年亀山市条例124号)に規定する使用料

(3) 亀山市営住宅条例(平成17年亀山市条例第135号)に規定する家賃

(4) 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)に規定する使用料

(5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年亀山市条例第34号)に規定する負担金等

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第2号)に規定する利用者負担額

(利子補給の対象期間等)

第5条 利子補給の対象期間は、貸付資金に係る利子を実際に支払った期間とし、最初に当該利子を支払った日の属する月から起算して36月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給金の交付を受けている対象者が市外に事務所等を移転したときは、当該移転した日の属する月までの期間を利子補給の対象期間とする。

(補給率等)

第6条 利子の補給率は、年1パーセントとする。ただし、貸付資金の融資制度に定める利率（以下「融資利率」という。）が年1パーセント未満の場合は当該融資利率とする。

（利子補給金の額）

第7条 利子補給金の額は、補給率を貸付資金の融資利率で除して得た割合を前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に融資機関に支払った利子（延滞金を除く。）に乘じて算出した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

（利子補給金の交付申請）

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、貸付資金を借り受けた後、創業資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に、融資機関が発行する利息支払証明書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定及び確定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、創業資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第10条 前条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた者は、創業資金利子補給金交付請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

（利子補給金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利子補給金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。

（2）その他市長が利子補給金の交付を不相当と認めるとき。

（利子補給金の返還）

第 1 2 条 市長は、利子補給金の交付の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に融資機関から借り受けた貸付資金に係る利子について適用する。

(失効)

2 この告示は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第 5 条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

創業資金利子補給金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住所

氏名

㊞

電話

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

利子補給金の交付を受けたいので、亀山市創業資金利子補給金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

借入金額	円
借入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
借入利率	%
交付申請金額	円
市内に有する主たる事業所・営業所の所在地	
業種（具体的に記入してください。）	

添付書類

- （1）株式会社日本政策金融公庫が発行する利息支払証明書の写し
- （2）その他市長が必要と認める書類

同意書

亀山市創業資金利子補給金交付要綱第4条第2項の規定の施行に必要な限度において、市職員が市税その他の市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

申請者
（生年月日

㊞

）

様式第2号（第9条関係）

創業資金利子補給金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

年 月 日付けで申請のありました利子補給金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

利子補給金交付決定額	円
------------	---

亀山市創業資金利子補給金交付要綱第11条各号のいずれかに該当したときは、この決定を取り消し、既に交付した利子補給金の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第10条関係）

創業資金利子補給金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住所

氏名

⑩

電話

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で決定のありました利子補給金の交付について、次のとおり請求します。

請求額	金 円		
振込先	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所		
預金種別	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			